

三重県特別支援教育推進基本計画(中間案)に対するパブリックコメントに係る対応

番号	ページ	章	項	中間案に対するご意見	ご意見に対する考え方	対応状況
1	1	はじめに	1	全体を通して合理的配慮についての記載が極めて少ない。1ページ枠外の注意書きに、「過度な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るように努めることが望ましい」とあるが、できる限り合理的配慮を提供できるように努めることが必要であり、安易に「過度な負担」が合理的配慮を提供できない理由としない旨を明記すべきである。学校現場でもできる限りの配慮ができるようつとめているが、人的な支援がないために叶わなかった例もある。人的整備も含めて合理的配慮の提供がおこなわれる体制づくりが必要である。	障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げていくことが必要であることを記載しています。 1ページの注釈には、「障害者が他の者と平等に全ての人権および基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と「障害者の権利に関する条約」第2条を引用しています。いただいたご意見にありますように、合理的配慮の提供が進むことは大切であると考えています。	③
2	1	はじめに	1	全体を通して合理的配慮についての記載が極めて少ない。1ページ枠外の注意書きに、「過度な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るように努めることが望ましい」とあるが、できる限り合理的配慮を提供できるように努めることが必要であり、安易に「過度な負担」が合理的配慮を提供できない理由としない旨を明記すべきである。学校現場でもできる限りの配慮ができるようつとめているが、人的な支援がないために叶わなかった例もある。人的整備も含めて合理的配慮の提供がおこなわれる体制づくりが必要である。	障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げていくことが必要であることを記載しています。 県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③
3	1	はじめに	1	合理的配慮についての記述が極めて少ない印象がある。「障害者差別解消法」の中心は、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」である。不当な差別的取扱いの禁止はもとより、合理的配慮の提供も、当然に本計画の中心に据えられるべきである。「はじめに」という本計画の冒頭においても合理的配慮について十分な記述が必要であろう。 また、合理的配慮の引用についても、「障害者の権利に関する条約」の日本政府公式和訳を引用しているようだが、この文章は「過度の負担を課さないもの」が最後にきており、例外規定が前面に来すぎている印象である。安易な「過度な負担」によって、合理的配慮の提供が妨げられることがないように、その旨記載すべきである。 また、学校現場でも、十分な合理的配慮を提供できるように、ソフト面・ハード面ともに体制づくりを整えていく必要がある。	障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げていくことが必要であることを記載しています。 いただいたご意見にありますように、合理的配慮の提供が進むことは大切であると考えています。 県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	④

4	1	はじめに	1	全体を通して合理的配慮についての記載が極めて少ない。1ページ枠外の注意書きに、「過度な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るように努めることが望ましい」とあるが、【ともに学ぶ】ということを前提にした学校づくりをすすめる、できる限り合理的配慮を提供できるよう努めることが必要である。よって、安易に「過度な負担」が合理的配慮を提供できない理由としない旨を明記すべきである。 しかし、学校現場でできうる限りの配慮ができるよう努めても、人的な支援がないために叶わなかった例もある。人的整備も含めて合理的配慮の提供がおこなわれる体制づくりが必要である。	障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げていくことが必要であることを記載しています。 いただいたご意見にありますように、合理的配慮の提供が進むことは大切であると考えています。 県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③
5	1	はじめに	1	できる限り合理的配慮を提供できるよう努めることが必要で、安易に「過度な負担」が合理的配慮を提供できない理由としないことを明記すべきである。学校現場でもできうる限りの配慮ができるように考えている。人的整備も含めて合理的配慮の提供がおこなわれる体制づくりが必要である。	県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③
6	1	はじめに	1	全体を通して合理的配慮についての記載が極めて少ない。1ページ枠外の注意書きに「過度な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るように努めることが望ましい」とあるが、できる限り合理的配慮を提供できるように努めることが必要であり、安易に「過度な負担」が合理的配慮を提供できない理由としない旨を明記すべきである。学校現場でもできうる限りの配慮ができるようつとめているが、人的な配置がないために支援がかなわなかった例もある。人的整備も含めて合理的配慮の提供がおこなわれる体制づくりが必要である。	障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げていくことが必要であることを記載しています。 県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③

7	1	はじめに	1	合理的配慮についての記載が非常に少ない。人的配置や物理的条件(いわゆるバリア)により合理的配慮が提供できないために、友だちとともに学びたい子どもがともに学べない状況が生まれている。「過度な負担」には、さまざまな解釈があるだろうが、最大限、努力されるべきである。そのための環境整備をしっかりとおこなってほしい。	障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げていくことが必要であることを記載しています。 いただいたご意見にありますように、合理的配慮の提供が進むことは大切であると考えています。 県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③
8	1	はじめに	1	全体を通して合理的配慮についての記載が極めて少ない。1ページ枠外の注意書きに、「過度な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るように努めることが望ましい」とあるが、できる限り合理的配慮を提供できるように努めることが必要であり、安易に「過度な負担」が合理的配慮を提供できない理由としない旨を明記すべきである。学校現場でもできる限り配慮ができるようつとめているが、人的な支援がないため叶わなかった例もある。人的整備も含めて合理的配慮の提供が行われる体制づくりが必要である。	障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げていくことが必要であることを記載しています。 いただいたご意見にありますように、合理的配慮の提供が進むことは大切であると考えています。 県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③
9	1	はじめに	1	全体を通して合理的配慮についての記載が極めて少ない。1ページ枠外の注意書きに「過度な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るように努めることが望ましい」とあるが、できる限り合理的配慮を提供できるように努めることが必要であり、安易に「過度な負担」が合理的配慮を提供できない理由としない旨を明記すべきである。学校現場でもできる限りの配慮ができるようつとめているが、人的な配置がないために支援がかなわなかった例もある。人的整備も含めて合理的配慮の提供がおこなわれる体制づくりが必要である。	障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げていくことが必要であることを記載しています。 いただいたご意見にありますように、合理的配慮の提供が進むことは大切であると考えています。 県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③

10	1	はじめに	1	合理的配慮についての記載が不十分である。学校現場ではできる限りの配慮につとめているが、人的支援がないため叶わないケースもある。人的整備も含め合理的配慮の提供がおこなわれる体制づくりが必要である。	障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げていくことが必要であることを記載しています。 県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③
11	1	はじめに	1	全体を通して、インクルーシブ教育を進める上で重要な基礎となる合理的配慮についての記述が極めて少ない。1ページ枠外の注意書きに、「過度な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るように努めることが望ましい」と書かれていますが、理解を得たい重度のく障がい者に対して配慮しない理由を理解できるように説明する＜ことがどれだけ困難なことかを想像して、安易にそのような発言は控えていただきたいし、そもそも方向性が間違っていて、できる限り合理的配慮を提供できるように努めることが大前提であり、簡単に、主観的な判断が入りやすい「過度な負担」という基準を持ち込んで合理的配慮が提供できない理由としない旨を明記すべきである。学校現場でもできる限りの配慮ができるように努めているが、人的な支援がないために叶わなかった例もある。人的整備も含めて合理的配慮の提供がおこなわれる体制づくりが必要である。	障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げていくことが必要であることを記載しています。 県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	④
12	2	はじめに	2	例えば、2ページ「多様なまなびの場の中から、最も適切な学びの場において教育を行なうインクルーシブ教育システム…」とあります。個々に必要な教育の場を選ぶという視点での論点整理は、子どもたちを取り巻く環境への働きかけが薄く、いつまでたっても社会から障害者差別がなくならないことの片棒を担いでいるように思います。社会的側面からインクルーシブ教育を進める観点も内容に加える必要があると思います。	本計画では、障がいの有無にかかわらず、お互いに尊重し合う共生社会の実現をめざすため、特別支援教育に関する理解を広げることが必要であることを記載しています。	②

13	2	はじめに	2	現状把握も大切だと思いますが、今後に向けてどのような取り組みをしていくのか、具体的に明示してほしい。 ADHDのお子さんには… 自閉症のお子さんには…等	特別な支援を必要とする子どもたちの教育的ニーズは、同じ障がいであっても、一人ひとり異なることから、学校においては「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を作成し、それらに基づき必要な指導・支援を行っています。	②
14	3	はじめに	2	特別支援学校で学ぶ子どもの割合が少ないとあるが、割合で表記せず、実数で表記、評価すべきである。特別支援学級で学ぶ子どもは多いですが、保護者のニーズに合うような教育課程ができない人数になっていて、教員の数が少なすぎる場所がある。	特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を受けている子どもたちの人数につきましては、本計画の各ページに記載しております。	②
15	4	はじめに	2	中学校特別支援学級籍の生徒が進学先として、高等学校を選択できているという例が良い意味での「成果」として示されていますが、特別支援学校高等部での勤務経験から、高等部での学習内容が自分の希望していたものではなく、翌年、改めて、高等学校を受検して合格した生徒の存在がまさに、現状の一端を現していると感じた。このように高等学校になんとか入れる生徒も、就学先で特別支援学校が勧められている事例からも、いわゆる境界線の子どもたちが、特別支援学級へ導かれている様子が分かる。一緒に学びたいという声が消されているのではないか。あるいは、合理的配慮に欠けている一般の学校だから、本人や保護者が進路として不安が大きいと判断せざるを得ないということに、もっと教育委員会は目を向けるべきである。	高等学校において、特別な支援を必要とする生徒に対しては中学校等からの支援情報の引継ぎや発達障がい支援員の活用等に取り組んでいます。本人・保護者が納得して進路先を決定できるよう、中学校の進路担当者の会議等において十分な説明を引き続き行ってまいります。	③
16	4	はじめに	2	市単位でも中学校の支援級在籍の児童の進路を出してほしい。	本計画では、県全体の大まかな状況を記載しています。各市町ごとの進路状況につきましては、各市町教育委員会に確認しお伝えさせていただきますので、お問い合わせください。	④

17	5	I	1	「障害」の早期発見・早期支援は、「障害」というレッテルをはり、幼児期の子どもを差別選別することにつながることや、保護者や教職員が就学先を決定する際の選択肢が狭まってしまう懸念があり、慎重におこなわれるべきである。 合理的配慮を提供できないという理由から就学先を変更せざるをえない状況や、人的配置が十分ではないことを理由に安易に保護者に付き添いを要請する事例等もある。「障害のない幼児児童生徒と共に教育を受けるために」支援がおこなわれる旨を明記すべきである。	就学先の決定にあたっては、市町教育委員会が、保護者の思いを丁寧に聞き取り、その思いを十分に尊重したうえで、子どもの障がいの状態や支援の内容、専門家の意見等をふまえ、最も適切な学びの場について総合的に判断しています。 インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して自立と社会参画を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。	④
18	5	I	1	「障害」の早期発見・早期支援は「障害」というレッテルをはり、幼児期の子どもを差別選別することにつながると考えます。また保護者や教職員が就学先を決定する際の選択肢が狭まってしまう懸念があり、慎重におこなわれるべきです。実際に、重度の障害をもつ子どもが地域の小学校を選び就学した例があります。保護者は、特別支援学校と地域の小学校のどちらに入学させるか、たいへん悩みましたが、「わが子がずっと地域で生きていくために、地域の子どもたちや人たちとつなげていきたい。」と考え、地元の小学校を選びました。その子どもは充実した6年間を過ごし、特別支援学校の中等部に進みました。中等部に進んでも地元の中学生と交流学习をするなど、地域とのつながりを絶やしていません。 この例からも「地域の子どもが地域で学べる」ことが基本となるようにしていくべきと考えます。合理的配慮を提供できないという理由から就学先を変更せざるをえない状況や、人的配置が十分ではないことを理由に、保護者に付き添いをお願いする事例があるという話も聞いています。「障害のない幼児児童生徒と共に教育を受けるために」支援がおこなわれるということを明記していくべきだと考えます。 三重県で2018年より施行されている「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」では、教育について「県は、障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進する」と示されています。特別支援学校の中等部に入学した子どもが「地元の中学校に行きたかった」と、のちに話しているということを聞いたことがあります。地元から特別支援学校が遠いため、地域の子どもたちとのつながりが途絶えがちになるという課題もあります。「地域の子どもが地域で学べる」ことを基本とし、地域で教育をうけられるよう、人的配置も含めた各学校の環境を整えることが必要だと考えます。	早期からの適切な支援については、発達障害者支援法においても、「できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であること」が国及び地方公共団体の責務として明記されています。 インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して自立と社会参画を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。 県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③

19	5	I	1	「障害」の早期発見・早期支援は、保護者や教職員が就学先を決定する際の選択肢が狭まってしまう懸念があり慎重に行われるべきである。合理的配慮を提供できないという理由から就学先を変更せざるをえない状況や、人的配置が十分でないことを理由に安易に保護者に付き添いを要請する事例もある。「障害のない幼児児童生徒と共に教育を受けるために」支援が行われる旨を明記すべきである。	就学先の決定にあたっては、市町教育委員会が、保護者の思いを丁寧に聞き取り、その思いを十分に尊重したうえで、子どもの障がいの状態や支援の内容、専門家の意見等をふまえ、最も適切な学びの場について総合的に判断しています。 インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して自立と社会参画を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。	④
20	5	I	1	「障害」の早期発見・早期支援は、「障害」というレッテルをはり、幼児期の子どもを差別選別することにつながることや、保護者や教職員が就学先を決定する際の選択肢が狭まってしまう懸念があり、慎重におこなわれるべきである。 合理的配慮を提供できないという理由から就学先を変更せざるをえない状況や、人的配置が十分ではないことを理由に安易に保護者に付き添いを要請する事例等もある。「障害のない幼児児童生徒と共に教育を受けるために」支援がおこなわれる旨を明記すべきである。	早期からの適切な支援については、発達障害者支援法においても、「できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であること」が国及び地方公共団体の責務として明記されています。 就学先の決定にあたっては、市町教育委員会が、保護者の思いを丁寧に聞き取り、その思いを十分に尊重したうえで、子どもの障がいの状態や支援の内容、専門家の意見等をふまえ、最も適切な学びの場について総合的に判断しています。	④
21	5	I	1	障害の早期発見・早期支援は、障害というレッテルや差別選抜につながることや、就学先を決定する際の選択肢が狭まってしまう懸念があるため、慎重に行うべきである。	早期からの適切な支援については、発達障害者支援法においても、「できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であること」が国及び地方公共団体の責務として明記されています。 就学先の決定にあたっては、市町教育委員会が、保護者の思いを丁寧に聞き取り、その思いを十分に尊重したうえで、子どもの障がいの状態や支援の内容、専門家の意見等をふまえ、最も適切な学びの場について総合的に判断しています。	③

22	5	I	1	「障害」の早期発見・早期支援は、「障害」というレッテルをはり、幼児期の子どもを差別選別することにつながることや、保護者や教職員が就学先を決定する際の選択肢がせばまってしまう懸念があり、慎重におこなわれるべきである。合理的配慮を提供できないという理由から、就学先を変更せざるをえない状況や、人的配置が十分ではないことを理由に、安易に保護者に付き添いを要請する事例等もある。「障害のない幼児児童生徒と共に教育を受けるために」支援がおこなわれる旨を明記すべきである。	早期からの適切な支援については、発達障害者支援法においても、「できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であること」が国及び地方公共団体の責務として明記されています。就学先の決定にあたっては、市町教育委員会が、保護者の思いを丁寧に聞き取り、その思いを十分に尊重したうえで、子どもの障がいの状態や支援の内容、専門家の意見等をふまえ、最も適切な学びの場について総合的に判断しています。障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げていくことが必要であることを記載しています。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して自立と社会参画を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。	④
23	5	I	1	三重県自閉症協会としては、6年前から津市からの委託を受け「はっぴいのーと」を配布しています。その中でパーソナルカルテの活用についても同じ困っている人が少なくなる活動として、津市以外の方々にもお話するようにしております。年に1度のネットワーク会議にはパーソナルカルテ担当の先生にも出席いただき、ご意見をいただきながら連携をとらせていただけることが強みだと思っております。今後共どうぞよろしくお願い致します。	ご意見ありがとうございます。また、パーソナルカルテ等、情報引継ぎツールの活用に係る啓発を行っていただいていることにも感謝いたします。早期からの適切な支援とその後の支援情報の引継ぎは、重要なことだと考えておりますので引き続きご協力いただきますようお願いいたします。	③
24	5	I	1	切れ目ない支援として、就学前から卒業まで情報ファイルの活用や先生、支援者の方々の引つぎで、本人の個性を共有していただけることに感謝しています。ただ、年を追うごとに支援の手は少なく卒業後には引つぎが途切れてしまうことが残念です。成人してから本人の個性を理解して頂ける方が増えるよう、本人がそれまで過ごしてきた環境を共有していけたら幸いです。	ご意見ありがとうございます。引き続き、家庭、教育、福祉等が連携を進め、卒業後も途切れることなく支援情報を確実に引き継ぐ取組を進めてまいります。	③

25	5	I	1	「障害」の早期発見・早期支援は本人の「困り感」に寄り添い、ともに生き、ともに学ぶことへの支援をおこなうためのものであり、まさに、インクルーシブな社会を学校・教室で実現するためにおこなわなければならない。しかし国の進める施策に則した早期発見・早期支援はそのまったく反対で、「障害」というレッテルをはり、幼児期の子どもの段階から差別選別することにつながることや、保護者や教職員が就学先を決定する際の選択肢が狭まってしまう懸念があることから、慎重におこなわれるべきであると考え。	早期からの適切な支援については、発達障害者支援法においても、「できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であること」が国及び地方公共団体の責務として明記されています。就学先の決定にあたっては、市町教育委員会が、保護者の思いを丁寧に聞き取り、その思いを十分に尊重したうえで、子どもの障がいの状態や支援の内容、専門家の意見等をふまえ、最も適切な学びの場について総合的に判断しています。	③
26	5	I	1	「障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げることが必要です。」において共生社会の大切さが示されていますが、県条例（「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」）が謳う「全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」をまず、学校内の子どもたちが障がいの有無によって分け隔てられないことを体現できることが、将来の三重県のためにも必要だと思う。	いただいたご意見にありますように、共生社会の実現に向けては、校内での取組も重要であると考えています。	③
27	6	I	2	三重県で2018年より施行されている「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」では、教育について「県は、障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進する」と示されている。特別支援学校中学部に入学した子どもが「〇〇中学校に行きたかった」とこぼす姿もある。地元から特別支援学校が遠く、地域の子どもたちとのつながりが途絶えがちになるという課題も見える。「地域の子どもが地域で学べる」ことを基本とし、地域で教育をうけられるよう、人的配置も含め、各学校の環境整備を整えることが必要である。	県教育委員会としては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③
28	6	I	2	パーソナルカルテの注釈：「提供」とあるが、何を誰に対して提供するのか。（様式を市町教委へ、又は保護者へ、又は学校へ？）	支援情報ファイル（パーソナルカルテ）については、市町の教育委員会や保健師等から、本人・保護者及び学校等へ提供しています。	②

29	6	I	2	三重県で2018年より施行されている「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」では、教育について「県は、障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進する」と示されている。特別支援学校中学部に入学した子どもが「〇〇中学校に行きたかった」とこぼす姿もある。地元から特別支援学校が遠く、地域の子どもたちとのつながりが途絶えがちになるという課題も見える。「地域の子どもが地域で学べる」ことを基本とし、地域で教育を受けられるよう、人的配置も含め、各学校の環境整備を整えることが必要である。	県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③
30	6	I	2	「障害」の早期発見・早期支援は大切である。ただし支援にあたっては、判定によって差別選別することにつながらないよう、また就学先を決定する際に選択肢が狭まることのないよう、充分注意をはらった上で、慎重におこなわれるべきである。 実際に合理的配慮を提供できないという理由から、希望や意向にそぐわず就学先を変更せざるをえない状況もある。障害のあるなしにかかわらず、幼児児童生徒がともに教育を受けるための支援がおこなわれる旨を明記すべきである。	就学先の決定にあたっては、市町教育委員会が、保護者の思いを丁寧に聞き取り、その思いを十分に尊重したうえで、子どもの障がいの状態や支援の内容、専門家の意見等をふまえ、最も適切な学びの場について総合的に判断しています。 インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して自立と社会参画を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。	④
31	6	I	2	三重で2018年より施行されている「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」では、教育について「県は、障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進する」と示されている。しかし、特別支援学校中学校部に入学した子どもが「〇〇中学校に行きたかった」とこぼす姿や、地元から特別支援学校が遠いために地域の子どもたちのつながりが途絶えがちになるという課題があるのが現状である。「地域の子どもが地域で学べる」ことを基本とし、地域で教育を受けられるよう、各学校の環境整備を整えることが必要である。 そして、そのためには人的配置への考慮も強く求める。	就学先の決定にあたっては、市町教育委員会が、保護者の思いを丁寧に聞き取り、その思いを十分に尊重したうえで、子どもの障がいの状態や支援の内容、専門家の意見等をふまえ、最も適切な学びの場について総合的に判断しています。 インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して自立と社会参画を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。 県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③

32	6	I	2	三重県で2018年より施行されている「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」では、教育について「県は、障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進する」と示されている。特別支援学校中学部に入学した子ども「〇〇中学校に行きたかった」という姿もある。地元から特別支援学校が遠く、地域の子どものつながりが途絶えがちになるという課題も見える。「地域の子どもが地域で学べる」ことを基本とし、地域で教育を受けられるよう、人的配置も含め、各学校の環境整備をすすめることが必要である。	県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③
33	6	I	2	本人・保護者の希望が尊重され、「地域の子どもが地域で学べる」よう、人的配置を含め、各学校の環境を整えることが必要である。 6ページには、「障がいのある子どもが、より多くの人と関わり、生涯にわたって地域で豊かに暮らしていけるように」と書かれている。特別な支援を必要とする子どもたちが安心して学習できるように、まずは「特別支援教育支援員の適切な配置」を市町教育委員会に強く働きかけていただきたい。	特別支援教育支援員については、各市町において、地域の状況を考慮し、配置いただいております。 県教育委員会としましては、国に対して、特別支援教育支援員の配置の充実等の予算要望を引き続き行ってまいります。	③
34	6	I	2	三重県で2018年より施行されている「障がいの有無に関わらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」では、教育について、「県は、障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進する」と示されている。特別支援学校中学部に入学した子どもが「〇〇中学校に行きたかった」とこぼす姿もある。地元から特別支援学校が遠く、地域の子どもたちとのつながりが途絶えがちになるという課題も見える。「地域の子どもが地域で学べる」ことを基本とし、地域で教育を受けられるよう、人的配置も含め各学校の環境整備を整えることが必要である。	県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③

35	5	I	2	障がいのある子どもと障がいのない子どもが、ともに安心して学習活動をしたり、学校生活を送ったりするためには、合理的配慮の提供が欠かせません。そのためにはそれができる人的整備が必要です。人的整備を含めた合理的配慮の提供がおこなわれる体制づくり、環境整備が必要です。	県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③
36	6	I	2	合理的配慮を提供できないという理由から就学先を変更せざるをえない状況や、人的配置が十分ではないことを理由に安易に保護者に付き添いを要請する事例等もある。「障害のない幼児児童生徒と共に教育を受けるために」支援がおこなわれる旨を現場の実態をふまえ明記していただきたい。	インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して自立と社会参画を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。	④
37	6	I	2	「本人・保護者の希望が尊重され」とありますが、「支援学校で学びたい」という希望がかなえられなかった事例も複数見られます。特別支援教育の充実とともに、22条の3に該当しないが特別支援学校で学びたいと考えられる保護者が増えているのを感じます。それに添えるような就学支援委員会の運営が求められると感じます。	特別支援学校に就学できる障がいの区分、障がいの程度は、学校教育法施行令第22条の3において定められています。	④
38	6	I	2	本人・保護者の希望が尊重されているとは到底思えない事例も多々耳にします。地域の小学校に入学を希望した親子に対し「身辺自立もできていないのに」「コミュニケーションも取れない子がくる所ではない」などと言われ、特別支援学校への入学を迫られた話を度々聞きます。P6では市町により異なると記載されていますが文科省の方針では、本人・保護者の希望を優先させるとなっていますので、全県でそのように取り組んでほしいです。	就学先の決定にあたっては、市町教育委員会が、保護者の思いを丁寧に聞き取り、その思いを十分に尊重したうえで、子どもの障がいの状態や支援の内容、専門家の意見等をふまえ、最も適切な学びの場について総合的に判断しています。	③

39	6	I	2	三重県で2018年より施行されている「障がいの有無に関わらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」では、教育について、「県は、障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進する」と示されている。特別支援学校中学部に入学した子どもが「〇〇中学校に行きたかった」とこぼす姿もある。地元から特別支援学校が遠く、地域の子どもたちとのつながりが途絶えがちになるという課題も見える。「地域の子どもが地域で学べる」ことを基本とし、地域で教育をうけられるよう、人的配置も含め各学校の環境整備を整えることが必要である。	県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③
40	6	I	2	「その思いを十分に尊重したうえで」「本人・保護者の思いを尊重した」を削除	就学先の決定にあたっては、市町教育委員会が、保護者の思いを丁寧に聞き取り、その思いを十分に尊重したうえで、子どもの障がいの状態や支援の内容、専門家の意見等をふまえ、最も適切な学びの場について総合的に判断しています。	④
41	6	I	2	運営方法等は、市町によって異なるのは、課題と思われる。地域によって異なるのは、インクルーシブ教育システムの考え方に反するのではないのでしょうか。	就学先の決定にあたっては、市町教育委員会が、保護者の思いを丁寧に聞き取り、その思いを十分に尊重したうえで、子どもの障がいの状態や支援の内容、専門家の意見等をふまえ、最も適切な学びの場について総合的に判断しています。 県教育委員会の作成する「教育支援の手引き」を活用した適切な就学決定が行われるよう、引き続き市町教育委員会に働きかけてまいります。	③
42	7	I	2	特別支援学校等で医療的ケア・・・では、等ではなく、小学校、中学校、高等学校と記入する必要があるのではないのでしょうか。	特別支援学校等に、小学校を含んでいます。就学前の子どものことを記載している箇所です。	②

43	7	I	2	転学について、地域の小中学校から特別支援学校ということが一般的に読み取ってしまいますが、その逆の道、特別支援学校から小中学校への転学への流れがあってよいことをシステムとしてあるべきと考える。	ご指摘いただいた内容につきましては、7ページに記載しておりますので、ご確認ください。	②
44	8	I	3	現在娘は6年生になります。 幼稚園年長より民間の児童発達支援、入学時から放課後等デイサービスを利用してきました。 現在娘にとって放課後等デイサービスは生活の一部になっており欠かせない居場所となっています。 入学時から支援会議に放課後等デイサービスさんの同席を望みましたが、同席が実現したのは4年生になってからです。 現在では、親だけ先生だけではなく娘の関わってくださる皆さんで支援計画(ファイル)を作成し連携を取れる事を幸せに思っております。 同じ市内でも放課後等デイサービスさんが支援会議に同席されている支援会議はまだまだ少ない等、教育と福祉の連携が取れていると実感できないとの声を聞くと私ども親子は恵まれていると感謝しています。 支援を必要とする全ての子どもたちの1日が学校生活だけではなく下校後の過ごし方も連続した日常として、P10にも書かれている様に教育と福祉、子どもたちに関わる全ての人で情報共有、連携が出来ることを期待しています	ご意見ありがとうございます。教育と放課後等デイサービス事業所等、福祉との連携につきましては、文部科学省と厚生労働省から出された「教育と福祉の一層の連携等の推進について」(通知)(平成30年5月24日)の中で、強化が求められているところです。 いただいたご意見にありますように、子どもたちの支援情報が一日をとおして、また、乳幼児期から卒業後まで切れ目なく引き継がれる体制づくりに努めてまいります。	③
45	10	I	3	放課後等デイサービスについては、厚生労働省からガイドラインが示されていることから、ガイドラインをふまえていることを記載してはどうか。	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
46	10	II	1	特別支援学校が地元から遠い場所にあり、地域の子どもたちとのつながりが途絶えがちになるという課題もある。地域で教育がうけられるよう各学校での環境整備を整えることが必要である。	県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③

47	11	II	1	学級集団づくりを進めます。にて、とても力量が求められると思うが、その補助や援助としてどのように考えているのか。働き方改革にも関係してくるところでもある。	特別支援学校のセンター的機能等を活用いただき、専門性の高い教員からのアドバイスも可能ですので、お近くの特別支援学校にお問い合わせください。	③
48	12	II	2	北勢地域に通級教室が多く設置していると記載されているものの、現実としては十分な数とは言えない。現実問題として、保護者の送迎が難しい・通える範囲に通級教室がない・通えたとしても隔週だったり課題は多い。また、桑名市には中学校には通級教室がない。保護者からも現場からも中学校に設置してほしいとの声もあがっている。また、設置をするにあたり、専門性をもった教員の育成の必要性もある。児童・生徒が安心して学校生活を送れるように、通級教室の設置や環境整備を望みます。	特別な支援を必要とする子どもたちの学びの場として通級による指導を充実していくことが必要であると考えています。そのため、市町等教育委員会と連携し、地域の状況をふまえた適切な設置に努めることを記載しています。	②
49	12	II	2	通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった様々な学びの場から就学先をニーズに応じて選択できる環境をつくることは大切である。しかし、紀南地域では、通級指導が設置されている学校が遠方のため通えないなど、必要な教育を受けられない例もある。「特に県の南部地域に、通級による指導のための教室設置が少ないことから、市町等教育委員会と連携し、地域の状況をふまえた適切な設置に努めます」とあるが、より積極的に設置されるよう明記すべきである。	いただいたご意見にありますように、特別な支援を必要とする子どもたちの学びの場として通級による指導を充実していくことが必要であると考えています。今後も地域の状況をふまえ、適切な設置に努めてまいります。	④

50	12	II	2	三重県は特別支援学級で学ぶ児童・生徒が全国平均と比べて多く、必要な支援が広く提供されていることが伺える現状があります。しかし、当市では通級指導教室数が少なく、また中学校では設置数がゼロであるために、特別支援学級を希望される保護者があるという事例もあります。 そのため、市町教育委員会との連携を図るだけでは、適切な学びの場を選択することが難しいと感じます。通級指導教室の増設についてはP15にあるよう、増設並びに研修会の充実をお願いしたいと思います。	いただいたご意見にありますように、特別な支援を必要とする子どもたちの学びの場として通級による指導を充実していくことが必要であると考えています。今後も地域の状況をふまえ、適切な設置に努めてまいります。 また、通級による指導を担当する教員の専門性の向上に向けて、引き続き研修会を開催します。	②
51	15	II	2	自立活動の脚注について、6つの区分を記載してはどうか。	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
52	16	II	3	【資料14】【資料15】正式名称がわかる注釈があった方がよい。	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
53	16	II	3	児童の実態や児童数に応じて桑名市は学習支援員を各学校に配置されている。それは、大変ありがたいことである。しかし、支援学級の児童が通常学級で交流学习を行おうとしたときに、支援学級の担任や学習支援員だけでは、十分に支援が行き届いていない。課題として、自閉情緒に障がいをもつ児童が増えており、それに対する教員の数があっていないこと・学習支援員の勤務時間の問題などがあげられる。 また、支援学級で複数の児童が同じ教室で勉強する際には、パーティションで仕切るなど工夫をしているが、音に敏感な児童や周りを気にする児童にとっては、十分ではなく学習に集中できない。 同時に、特別支援コーディネーターとして専門性を高めたい思いや校内外の中心的役割を担いたいものの、なかなか十分にはできていない現実もある。各学校で時間割編成などの工夫も必要であるが、人的配置も含め環境整備を整えることが必要である。	県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③

54	16	Ⅱ	3	特別支援学級担任に正規の教員のみならず、支援員も含めていただけないでしょうか	特別支援教育支援員は教員ではないため、担任をすることはできませんが、特別支援学級の担任と支援員が情報共有して指導・支援を行っていくことが重要であると考えています。	⑤
55	16	Ⅱ	3	物理的、人的なフォローが必要でないと特別支援学級の母体が揺らいでしまいます。核となる母体をしっかりとしていく必要があると思います。	県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③
56	17	Ⅱ	3	まさしく、特別支援学級で学ぶ児童生徒の発達段階は多様化しており、一人ひとりに応じた適切な指導・支援が求められています。しかし、実際、現場では、学年がばらばらで、発達段階も多様化している中、1学級8人・1人の担任では、1人ひとりに応じた適切な指導・支援をすることはなかなか困難であります。1学級の定員をひきさげ、きめ細やかな指導・支援を行えることができるようにする必要があると考えます。	県教育委員会としましては、引き続き国に対して、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業への予算を十分に確保することについて要望してまいります。	③
57	17	Ⅱ	3	特別支援学級と通常の学級等との交流及び共同学習の推進が示されていて、よい方向性とされがちですが、過去何度か教育研究集会等での場で、このことは議論してきました。実践報告者が「交流が健常者にも障がい者にもよい取り組みで一緒に過ごすことは効果的です」と発言されると、当事者の参加者から、「それだけよい教育だというならいつも一緒に学べるようになぜしないのですか」という声があがりました。分けているから交流が必要という視点がそもそもインクルーシブではないことをもっと議論してほしいです。	交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があります。障がいのある子どもが、障がいのない子どもと同じ場でともに学ぶ場合には、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうかを最も本質的な視点となります。	④

58	18	Ⅱ	3	「子どもの状況に応じた適切な教育課程を編成できるよう研修会等を通じて市町教育委員会に助言します。」等の内容を加筆していただき、センター的機能の活用だけではなく、小中学校の教員が特別支援教育の教育課程の理解を深めていけるような取り組みをお願いいたします。	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
59	18	Ⅱ	3	「中学校の特別支援学級に在籍する生徒の卒業後の適切な進路選択について特別支援学校のセンター的機能を活用して助言をします。」等の内容を加筆していただき、市町支援の取り組みをお願いいたします。	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
60	20	Ⅱ	4	(約230本)→(約200本)	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
61	21	Ⅱ	1	【参考】中学校も明記した方がよい。	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
62	21	Ⅱ	1	【参考】「および」は原文のままであれば漢字表記。	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
63	23	Ⅲ	1	紀南には、県立高校が2校と特別支援学校が1校あります。県立高校に進学した生徒の中には、小、中と特別な支援を受けてきた生徒もいます。そういう生徒が高校に進学し、合理的配慮を受けられないまま困っている現状を聞くことがあります。また、高校の先生からも、支援を必要とする生徒への対応や、配慮の仕方がわからなくて困っているとも聞きます。地域の子どもたちが地域で学べるように、県下すべての子どもたちが、日常的に通級できる高等学校があるべきです。したがって、P.23「北部～検討します。」という記述ではなく、「人的配置も含めた環境整備を積極的に進めます。」と明記すべきだと感じます。	各地域における特別支援教育の推進につきましては、特別支援学校のセンター的機能を活用いただくことが可能ですので、地域の特別支援学校に要請してください。また、高等学校にはさまざまな課程や学科があることから通級による指導の実施につきましては、地域の状況やニーズ等をふまえて検討してまいります。	④

64	23	Ⅲ	1	義務教育である小中学校と違って高等学校には特別支援学級の設置がなく、特別支援に関わっての教職員の配置もなければ講師時間配当もない現状では、対象生徒に関わる教職員はそれぞれの担当分掌にプラスアルファするかたちで支援を必要とする生徒の対応にあたらざるを得ない。「働き方改革」がうたわれるなか、教職員の多忙化の一因にもなっている。解決のためには、教職員の増員が欠かせない。	県教育委員会としましては、国に対して、高等学校における特別支援教育のための人的措置に係る財源を確保することについて要望しております。引き続き、高等学校における特別支援教育の推進に向けて、必要な予算等について要望してまいります。	③
65	23	Ⅲ	1	高等学校卒業後の進路には、大学・短大・専門学校もあることを十分に踏まえてほしい。 「企業等に理解を求めていく必要があります」とあるが、大学等にも同様である。また、大学等受験時の受験上の配慮について、高等学校、生徒・保護者、大学等の間でしっかりと共通理解を図る必要がある。そのために、高等学校教員のこのことにかかる十分な理解を促進することが重要である。	高等学校卒業後の進路先は、進学や就職など多岐にわたることから、「企業や進学先に支援情報を有効に引き継ぐこと」が大切であることを記載しております。 また、受験時だけでなく、特別な支援を必要とする生徒の指導・支援に関する情報を教員間、保護者等と共有することは大切であると考えております。各校では、今後も、校内委員会や研修会の開催など、特別な支援を必要とする子どもたちの情報の共有や障がいの特性、支援の方法に対する共通理解を深められるような取組をさらに進めていただきますようお願いします。	②
66	23	Ⅲ	1	企業等に理解をどのようにすすめていくのか。ぜひ、企業の協力をお願いしたい。県から企業への啓発をお願いしたい。	今後も引き続き、関係機関等と連携し、企業等に対して理解啓発を進めてまいります。	③
67	23	Ⅲ	1	発達障がいの生徒の多様な学びの場として、特別支援学校でもない、高等学校にも行けない生徒の学びの場が課題ではないでしょうか。	知的障がいの特別支援学校に入学するには、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいのあることが条件となります。発達障がいのある子どもたちの卒業後の自立と社会参画に向けた進路先の決定にあたっては中学校の進路指導が大きな役割を果たしていることから、市町教育委員会や中学校の進路担当者への説明会等で情報共有を図るなど今後も丁寧な説明を行ってまいります。	③

68	24	Ⅲ	2	高等学校は義務教育ではなく生徒は入学者選抜を経て入学していること、卒業・進級のためどの生徒も教科・科目にかかる単位認定を経る必要があること、評価が進路実現に直結する場合があること等を踏まえ、通級にあたっては、他の生徒との公平性を含め、単位認定や評価の適切な仕組み構築と運用に十分留意する必要があることを明示してほしい。	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
69	28	Ⅳ	1	特別支援学校の知的部門で小中学部の児童生徒が増えていることに対して、27ページの表から読み取れるように四日市、松阪の学校に対する対応が後手に回っていると思います。増加の原因を追及することと今後の見通しと施設設備への対応が早急に必要であることを記述すべきだと思います。	本県においては、全国的な傾向と同様に知的障がいの特別支援学校に在籍する子どもたちが増えています。特別支援教育に対する理解が広まってきたことが、理由の一つではないかと考えられます。本計画では、第Ⅵ章 特別支援学校の整備の章において、一部の特別支援学校において教室不足が解消されていない状況を記載し、施設の狭隘化や教室不足等の課題解決に向けた検討を進めることを記載しています。	②
70	29	Ⅳ	1	知的障がいの特別支援学校の教科学習の整備については、児童生徒の実態の多様化があることから、そのことを記載すべきではないか。	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
71	30	Ⅳ	1	生徒へのアプリでの支援が全面に出っていますが、高等部でのさまざまな課題がある中では、活用に関する倫理面での教育について触れる必要があると思います。	本計画では、情報モラルについての必要な知識を身につけることを記載しています。	②
72	30	Ⅳ	1	最下段段落の「県視覚障害センター等」→「県視覚障害センターや市町等」 ※盲学校と市町の連携強化も必要だと思われます。	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
73	31	Ⅳ	1	知的障がいの特別支援学校の取組について、学習指導要領の改訂を踏まえ、自立活動について追加してはどうか。	いただいたご意見をもとに修正しました。	①

74	32	IV	2	就労・就職、企業・事業所、一般就職・企業等への就職など用語の混在していることから統一してはどうか。	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
75	36	IV	3	下線部追記 特別支援学校の教員についても、 <u>研修を受講し、資格を取得した教員が実施できることとなった。</u>	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
76	37	IV	3	下線部追記 実施するために、 <u>医学的知識と技能の習得、および資格を取得するための研修のほか、ヒヤリハットの事例検討や</u>	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
77	38	IV	3	医療的ケア業務に関わる看護師への研修が多記されています。 この部分では校内委員会の充実、教職員との連携についての重要性が読み取れません。書き忘れですか？	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
78	38	IV	3	※31 「 が抜けている。	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
79	39	IV	4	日本がインクルーシブ教育に関する条約の批准をした根拠の1つにこの項目を挙げていますが、現状この程度で成果を上げたというのはおこがましく思います。回数を増やすならば、支援者の増員などを上げ、具体的な手立てを記する必要があると思います。	交流及び共同学習を積極的に進めるために、市町等教育委員会に居住地校との交流や学校間交流における目的や意義などについて理解と協力を求めるとともに、副次的な籍についての研究を行う旨記載しています。	②

80	41	IV	5	「県内の学校では、「防災ノート」(※37)の活用などにより、児童生徒が自分の命を自分で守るための防災教育が進められていますが、特別支援学校では、日常的に心理面や医療面で配慮が必要な児童生徒が多く通っており、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した時に、子どもの状況に応じて、安全・安心を確保するための対策が必要とされています。」に差し替え	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
81	41	IV	5	「…県教育委員会が作成した防災学習用教材。」に修正	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
82	42	IV	5	「発災時には…定期的に見直します。」(第1段落の上から5行目まで)「特別支援学校防災機能強化検討委員会などの研修会や意見交換の場を通じて、特別支援学校における災害時のさまざまな課題を検討するとともに、避難訓練の実施や危機管理マニュアルの見直し等により、災害時の安全確保のための体制づくりを進めます。」に差し替え	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
83	42	IV	5	文科省の障害者活躍推進プランに、スポーツ活動推進プラン、文化芸術活動推進プランがあります。が、現実には地域の中学校に通う障害児は、入りたい部活動を選べず、特別支援学校でも十分な選択肢がありません。民間の施設でも利用が断られたり、一般的な教室では入会しづらい現状があります。せめて学校では、スポーツや芸術を楽しむ、経験する機会を十分に与えていただきたいと思います。	いただいたご意見にありますように、特別支援学校に在籍中にできるだけさまざまな文化芸術やスポーツの体験ができるよう取組を進めてまいります。また、本計画では、生涯にわたりスポーツに親しむ習慣が身につくよう体育等の授業の充実を図ることを記載しています。	③
84	42	IV	5	卒業後の進路については、生涯教育の観点からも本人(保護者)の希望、また障害の特性に応じて継続して教育を受ける(学び続ける)ことが出来る環境整備に向けて取組んでいくような文言を検討してほしい。	卒業後もより豊かな生活を送ることができるよう、「個別の教育支援計画」に生涯学習に関する内容の記載を進めるなど、生涯学習に関する関心・意欲が高まるよう取組を進めます。また、地域の情報を提供する等社会教育との連携を図ります。	③

85	42	IV	5	・自力では避難等困難な子供たちの存在とその個別計画の作成の必要性については？ ・自分の住んでいる地域の避場所・・・→・・・家庭で話し合ったり、地域の防災訓練への参加などを通じて(追加)自分の住んでいる・・・ ・地域の避難場所への避難が困難な場合、特別支援学校への避難が出来るように、特別支援学校の避難所指定に取り組んでほしい。 ※今年の台風による災害において障害者が地域の避難所をたらい回しにされたり、安心して避難できる場所がなく結果、逃げ遅れたケースが大きな課題であるとも報道されている。	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
86	42	IV	5	子どもの貧困の視点 三重県子ども貧困実態調査が2015年に行われ、貧困に陥っている家庭の中で、障がいのある子どもを持つ家庭の割合が高いという結果が報告されている。また、特別支援学校現場においても貧困家庭の現状が把握されている。このような実態(家庭)に対して安全・安心・健康な生活を送るための取組についての記載を検討してほしい。	本計画においては、全ての特別な支援を必要とする子どもたちを含んでいます。特別支援学校においては、市町の福祉部局とも十分な連携を図り、必要に応じて家庭を含めた支援を行っています。	②
87	43	IV	6	センター的機能による地域支援について、支援の対象に幼稚園等は含まれていないのか。今後の取組についても同じ	特別支援学校のセンター的機能につきましては、43ページの注釈にも記載しましたように、全ての学校等からの要請に応じることが求められていることから、幼稚園等も支援の対象に含まれています。	②
88	45	IV	6	指導的立場の特別支援教育コーディネーターの養成とあるが、一教諭からとなると難しいところがある。指導的立場というのは言い過ぎではないだろうか。	かがやき特別支援学校に、病院等との連携や特別支援教育コーディネーターを統括する役割を担う教育ケースマネージャーを位置づけています。各地域においても、経験のある特別支援教育コーディネーター等が中心となって、地域の特別支援教育の充実に取り組んでいくことが必要であることから、このような記載をしています。	②

89	46	V	-	地域の小・中学校の教員は研修会であっても出張扱いとなり、研修を受けやすい現実があるが、支援学校の教員は、研修は認められるものの、交通費の補助もなく、長期休業中であっても研修を受けにくい。特に伊賀は他校や津に遠い。	各学校の立地場所に差はありますが、教員の専門性向上のための研修機会は重要であると考えています。	⑤
90	48	VI	2	・校舎の教室不足が発生している現状に言及し、具体的な対策やその方向性について記載してほしい。 ・児童生徒数増により運動会(レクリエーション大会)が相次いで中止を余儀なくされている現状がある。ここに対する具体的な対策やその方向性についての記載を検討してほしい。	本計画では、第VI章 特別支援学校の整備の章において、一部の特別支援学校において教室不足が解消されていない状況を記載し、施設の狭隘化や教室不足等の課題解決に向けた検討を進めることを記載しています。	②
91	49	VI	2	47ページのこれまでの整備の経緯の中で、度会特別支援学校の寄宿舎を閉舎したと書かれています。 その結果、度会特別支援学校の寄宿舎が担うべき役割を、城山特別支援学校の寄宿舎が担うことになった事実を書き加える必要があるのではないのでしょうか。 事実を曲げずに県民に伝えていってください。 また、城山特別支援学校の寄宿舎あるいは該当学部が、度会の担うべき役割を肩代わりすることへの条件整備等についてどんなことがなされているのかも明文化し、度会と城山の関係、稲葉と城山の関係など今後に広がっていく城山の寄宿舎の機能について触れていく必要を感じます。 その上で48ページの今後の在り方をもう一步掘り下げて記述するべきだと感じました。 すでに10年を超える期間の整備協議会で積み上げてきた話を踏まえた記述をするべきではないのでしょうか。 例えば、今後の寄宿舎の在り方は、複数の障がい種や複数の特別支援学校等の児童生徒が利用できるような在り方を軸にして、建物、人的配置、通学形態、各学校との連携、その他職種との連携について検討を進めます・・・など、具体的記述をしていただきたいと思います。	寄宿舎につきましては、障がいの特性やニーズ、統合の組合せ、防災面などに配慮し、検討することを記載しています。 寄宿舎整備協議会において、これまで多くのご意見をいただいています。今後も整備協議会での議論をふまえ、ご指摘いただきましたさまざまな課題を検討してまいりますので、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。	③

92	49	VI	2	寄宿舎に入舎する条件として、通学時間120分という一定の線があります。「スクールバスの充実によって通学困難な子どもの数は減少し、寄宿舎に入舎する子どもの数は減少しています」とありますが、果たして本当に通学困難は解消されたのでしょうか。 登下校に往復4時間もバスに揺られて、充実した学校生活、家庭での生活が送れているのでしょうか。1日の大半をスクールバスに揺られている子どもの身になって考えると、それが良いことだとは絶対に言い切れないと思います。 昨年、度会支援学校の寄宿舎が閉舎になりました。南勢地区に寄宿舎はなくなったわけですが、今後、度会特別支援学校、玉城わかば学園で通学困難の子どもが出てきたらどうするのでしょうか。また、度会やわかばに入学したいけれど、通えるか心配な保護者や子どもはどうするのでしょうか。 さらに、今年度で稲葉の寄宿舎が閉舎の方向性が示されました。知的の子どもの寄宿舎がなくなるわけです。とりわけ、知的の子どもにとって通学は不安が大きいところに、稲葉は立地条件的にも不便なので、不安はないとは言いきれないと思います。 今後、度会、稲葉の寄宿舎で通学困難の子どもが出た時には、城山の寄宿舎に入るのでしょうか。そうなら、それを正しく明記するべきです。 この先、特別支援学校の保護者、先生の中にも「寄宿舎」の存在さえ知らない人が大多数になっていきます。ましてや地域の学校の保護者や先生は、なおさらです。保護者や子どもの通学に対する不安や困り感は埋もれていくのではないのでしょうか。 子どもが、保護者が、安心して特別支援学校に通うために寄宿舎はあります。通学困難になったときには寄宿舎に入れる、寄宿舎から特別支援学校に通えるということをきちんと明記し、広く、特別支援に関わる教員、保護者には、周知しておくことが必要だと思います。 今統合という流れはやむを得ないのかもしれませんが、これまで寄宿舎が特別支援学校の子どものために積み重ねてきた役割、機能をみすみすなかったことにすることはないはずです。 寄宿舎は県内4校にしかありませんが、寄宿舎がないのが当たり前ではなく、特別支援学校に通学する子どもの安心な生活を保障するために、寄宿舎の機能を有効に活用する方向で考えていくことが、求められていると思います。	南北に長い本県において、寄宿舎は大きな役割を果たしています。特別支援学校の整備、スクールバスの計画的な配備により舎生数は減少しておりますが、今後も引き続き利用が見込まれることから、障がいの特性やニーズ、統合の組合せ、防災面などに配慮し、検討することを記載しています。 寄宿舎整備協議会において、これまで多くのご意見をいただきありがとうございます。今後も整備協議会での議論をふまえ、ご指摘いただきましたさまざまな課題を検討してまいりますので、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。	③
----	----	----	---	---	--	---

93	49	VI	2	スクールバス配置の充実によって通学困難な子どもが減少したとありますが、入舎基準が厳格化されたことにより、それまで実施されていた教育的な入舎や、家庭支援の必要な子どもたちの入舎ができなくなりました。 支援の必要性や配慮についての形は様々ですが、特別支援学校の中には様々な課題を抱える子どもたちがおり、寄宿舍への入舎希望はあります。入舎できない状況に置かれてしまった今、しかたなく片道2時間(往復4時間)渋滞すればもっとかかるスクールバスで通学している状況です。 寄宿舍整備と言われていますが、「入舎ができない!」のではなく、県下に盲・聾・知的・肢体の寄宿舍が存続させてほしい。また高等部卒業までに、福祉ではない教育の場である寄宿舍での生活経験ができる環境をしっかりと整えておいてほしい。	南北に長い本県において、寄宿舍は大きな役割を果たしています。特別支援学校の整備、スクールバスの計画的な配備により舎生数は減少しておりますが、今後も引き続き利用が見込まれることから、障がいの特性やニーズ、統合の組合せ、防災面などに配慮し、検討することを記載しています。 寄宿舍整備協議会において、これまで多くのご意見をいただいております。今後も整備協議会での議論をふまえ、ご指摘いただきましたさまざまな課題を検討してまいりますので、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。	③
94	全			義務教育学校に関する表記がありませんがよいですか(後ろの方には一部ありますが)。小中学校と小中学校等が混在しています。	いただいたご意見をもとに修正しました。	①
95	全			外国人の特別支援在籍に関わる部分は、どこですか。	本計画の特別な支援を必要とする子どもたちの中には、外国につながる子どもたちのことも含んでいます。	②
96	全			とても理想的なことを書いてくださっていると思いました。これが現実に行われるといいな…と、思いました。	ご意見ありがとうございます。今後も特別支援教育の充実に向け取り組んでまいります。	③

97	全		「特別支援学校においては、知的障がい教育部門の高等部の生徒数の急増に伴う特別支援学校の新設等の成果がありました。」という記述は学校現場の特に子どもたちの切実な「困り感」を解消するための「成果」という側面は少しありますが、県として根本的に総括し、「成果」として求めなくてはならない重要な姿は、「分けられた場」である特別支援学校を＜増やすこと＞ではなく、＜減らすこと＞ではないでしょうか。そうでなければ、国際社会が謳うインクルーシブ社会へ近づくどころか日本は逆行しているという批判にさらされます。特別支援学校を減らすためには、一般の小中高の学校を合理的配慮あふれた環境に整えることであり、安易に、能力差をもとに、排除することをしてはいけないと思う。	県教育委員会では、個別の教育的ニーズのある子どもたちに対して自立と社会参画を見据え、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる、連続性のある多様な学びの場を作ることが必要であると考えています。	④
98	全		「特別な支援」→「個別支援」 ※特別支援教育という文言はそのまま、可能な部分で特別→個別との表現が望ましい。	特別な支援を必要とする子どもたちの状況はさまざまであることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の指導・支援を進めています。	④
99	全		支援をする側と受ける側の捉え方に差があると思うので、実際に意見交換なり、話し合いができる場を複数回設けてもらいたい。	本人・保護者、学校、福祉機関等が必要に応じてケース会議等を行うことは重要であることから、いただいたご意見を市町教育委員会、福祉関係課等にお伝えします。	⑤
100	全		この中間案を知る方法など、周知がされるためにどんなことをしたか明示してほしい。 (支援級に在籍してるが、お知らせなど届いていない)	本計画の中間案につきましては、県のホームページに掲載し、パブリックコメントの実施についてご案内しました。また、市町教育委員会に対しては、関係者様に情報共有していただき、ご協力いただく旨、別途依頼させていただきました。	⑤
101	全		この基本計画に直接的ではないと思うが、働き方改革という視点も持ったうえでの基本計画であってほしい。	今後も、教職員の業務負担を軽減し、意欲的に業務に取り組める職場環境づくりを進めてまいります。	③

102	全	これまでの子育ての中で、気づかれたこと等 * 常に、子供の目を見て、話しかける。 * 話しかけたことに対し、反応があったら共感する。(笑ったり、驚いたりする。) * その子の意思伝達方法を把握し、その能力を伸ばしてあげる。 * いろんな場所へ連れて行き、場の雰囲気を感じさせる。 * 良いところを活用する。遠くを見ることはできないが、耳は良いので家族が話していることは良く聴いているので、仲間に入れてあげる。 * この子は、何もわからない、理解できない！と思わない。その子なりに、何かを感じているはず。その子の可能性を見つけてあげる。 * 健常な子どもたちのやっていることを、見せる。やらせてみる。 * 障害児者は、障害の内容が千差万別であり、その子に合った対応が必要。	ご意見ありがとうございます。今後も特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に向け取り組んでまいります。	③
-----	---	---	--	---